

春日部市告示 第481号

春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例第24条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月17日

春日部市長 岩谷 一弘

- 1 緑化協定承認通知書
- 2 緑化協定書
- 3 位置図

様式第9号 (第10条関係)

令和8年8月21日

綠化協定承認通知書

とよはる台サンハイツ団地管理組合法人

理事長 磯西 洋臣 様

春日部市長 岩谷 一弘



令和8年8月5日付けで申請のあった緑化協定承認については、下記のとおり承認します。

記

承認番号	第 40 号
協定の名称	緑化協定
協定の区域	春日部市増富158番地
協定面積	区域面積 23,000 m ²
	緑地面積
協定有効期間	令和 8年 9月22日から 5年間
備考	継続

緑 化 協 定 書

春日部市長 岩谷一弘（以下「甲」という。）と、藤の台自治会（以下「乙」という。）とは、春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例第24条に基づき次のとおり緑化協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、乙が協定区域内の公共用地を除く土地の緑化を推進することにより、災害防止と良好な生活環境の確保を目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の対象とする土地の区域（以下「協定区域」という。）は次のとおりとする。

（1）協定区域の所在地 別添図面のとおり

（2）協定区域の面積 23,0000㎡

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、令和8年9月22日から令和13年9月21日までとし、甲、乙、協議の上必要に応じて更新することができるものとする。

（事業の実施）

第4条 乙は、別添の緑化計画書に基づき緑地の保全及び緑化のための事業（以下「事業」という。）を実施するものとする。

（緑化計画の変更）

第5条 乙は、前条の緑化計画を変更しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

（報告書の提出）

第6条 乙は、事業が完了したときは、甲に事業の完了報告書を提出するものとする。

（維持管理等）

第7条 乙は、事業完了後は、協定区域を良好な環境に維持し、緑化計画の目的が達成されるよう努めるものとする。

（助言及び協力）

第8条 甲は、乙に対し、事業の実施及び事業完了後における緑地の維持管理について、必要な助言及び協力を行うものとする。

(義務の継承)

第9条 乙は、協定区域内の土地を第三者に譲渡し、又は土地所有者に返還しようとするときは、この協定に定める事項のすべてを譲受人又は当該土地所有者に継承させるよう努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 8 年 8 月 5 日

甲 春日部市中央七丁目2番地1

春日部市

春日部市長 岩谷



乙 春日部市大字増富158番地

磯西洋臣



